

リサイクル・資源管理の年表

(令和7年4月1日改訂)



大和市環境管理センター 資源循環推進課

目次

内 容	ページ
1. 本市の資源回収について概要（A資源、B資源、その他プラの品目と回収方法）	P3
2. リサイクルステーションの種類と設置基準（世帯数と場所）	P6
3. リサイクルステーション申請について	P9
4. リサイクルステーションの維持管理について	P11
5. 報奨金制度について（回収量に応じた報奨金、維持管理料）	P15
6. その他（物品の配布、拠点回収について、相談の受付、毎年度のごみの分別の発行物）	P17
添付資料：リサイクルステーション設置等申請書および記入例	別紙1 別紙2
添付資料：外国語版リサイクルステーション看板	別紙3
添付資料：配布看板各種	別紙4 別紙5 別紙6 別紙7
添付資料：持ち去り禁止看板	別紙8
添付資料：コンテナ・ネット・品目プレート貸出し申請書	別紙9

1. 本市の資源回収について

リサイクルステーションを管理する上で、本市の資源回収についてご案内します。

なお、より理解を深めるために、「家庭の資源とごみの分け方・出し方」パンフレットと併せてご覧いただくようお願いします。

A資源

「新聞・折込チラシ」

「段ボール」

「雑誌・本・その他の紙」

「布類」



B資源

「紙パック」

「紙製容器包装」

「空缶・金物類(アルミ、スチール)」

「びん類(生きびん、透明びん、色付きびん)」

「ペットボトル」

「白色トレイ」

その他プラスチック製容器包装



i. 大和市の資源回収事業

大和市では、次の①～③の方法により資源物の回収を行っています。

① リサイクルステーションでの資源回収

本市の主要な資源回収で、自治会の皆様にご協力いただいています。ほとんどの資源物はリサイクルステーションで回収されます。

リサイクルステーションは、地域において、道路上や公共用地、民有地の一部を利用して、毎週指定された曜日だけ、資源の回収場所として使用するものです。

大部分のリサイクルステーションは特別に囲いや仕切りなどなく、地域と市の相互の協力で、回収日以外は何も置かれていない状態になっています。

② 資源の拠点回収

市内駅前や公共施設で、係員立会いの中、資源回収を実施しています。

拠点回収場所	回収日	回収時間	回収品目
・つきみ野駅 駅前広場 ・中央林間駅北口（交番西側） ・旧大和駅周辺再開発事務所 敷地内（中央 4-1-14） ・大和市役所正面入口	毎月 1・3 回目 日曜日	午前9時 ～ 午後1時	・A 資源 ・B 資源 ・容器包装プラ ・植物性廃食用油 ・電動式生ゴミ処理 機から発生した たい肥(処理品)
・大和スポーツセンター 南側広場（上草柳 1-1-1） ・桜ヶ丘駅西口（バス停前） ・相模大塚駅北口 ・高座渋谷駅西口	毎月 2・4 回目 日曜日		

③ 資源の直接持ち込み

大和市資源選別所は、資源の処理や保管を行う施設ですが、市民の方の資源物の持ち込みも受け付けています。

直接の持ち込みは、年末年始（12月29日～1月3日）を除き、毎日（土、日、祝日も含む）受け付けています。

名称と所在地 電話番号	受付日	受付時間	回収資源
大和市資源選別所 （上草柳563-11） 046-262-8865	毎日 （12月29日～ 1月3日を除く）	午前9時～午後3時30分 （正午～午後1時を除く）	全ての資源

※ 資源選別所では、資源物のみしか受入れできません。ごみの持ち込みは、大和市環境管理センターになります。

ii. 資源回収品目と出し方

リサイクルステーションで回収する品目は全部で14品目あります。その14品目を次のように3種類に分けて回収します。

① 資源品目と出し方

種類	品目	出し方	回収頻度
A資源	① 新聞・折込チラシ ② 段ボール ③ 雑誌・本・ その他の紙 (下記「②出し方のポイントと注意点」参照)	ひもで十字にしぼる	月2回
	④ 布類 ※雨天時や雨上がりで道路が濡れている時には出さないでください	ひもで十字にしぼる or 透明・半透明のビニール袋に入れる	
B資源	⑤ 紙パック ⑥ 紙製容器包装 (下記「②出し方のポイントと注意点」参照)		月2回
	⑦ アルミ ⑧ スチール ⑨ びん(生きびん) ⑩ びん(透明びん) ⑪ びん(色付きびん)	資源回収用コンテナに入れる	
	⑫ ペットボトル ⑬ 白色トレイ	資源回収用ネット	
その他プラスチック製容器包装	⑭その他プラスチック製容器包装	透明・半透明のビニール袋に入れる	週1回

② 出し方のポイントと注意点

A 資源「その他の紙」(細かい紙など)	B 資源「紙製容器包装」
 バラバラにならないように、紙袋に入れるか雑誌にはさんで出してください。	 紙袋から出して、コンテナに入れてください。

2. リサイクルステーションの種類と設置基準

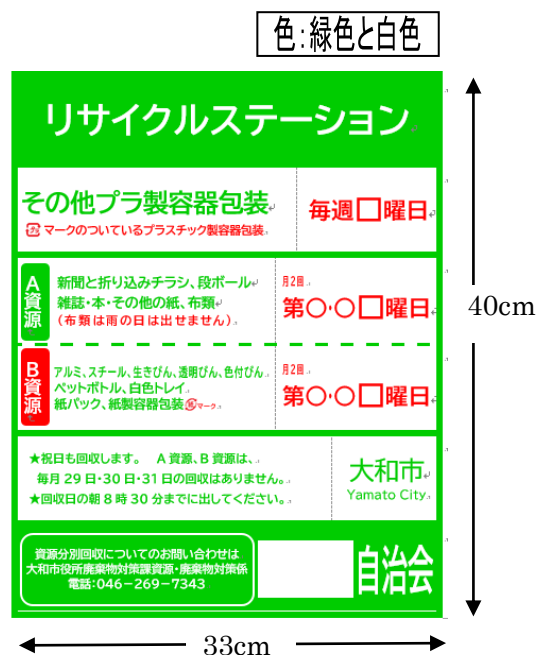
リサイクルステーションには、総合リサイクルステーションと小規模リサイクルステーションの2種類があり、それぞれ設置基準に違いがあります。

i. リサイクルステーションの種類

① 総合リサイクルステーション

・基本的にはA資源、B資源、その他プラスチック製容器包装を回収します。

・前日に配布される回収用コンテナ及びネットの管理が必要になります。



② 小規模リサイクルステーション

・基本的には、A資源、その他プラスチック製容器包装を回収します。

・B資源は回収しません。

・回収用コンテナ及びネットは、配布されません。



※上のリサイクルステーション看板の画像はイメージです。看板左下に記載の問い合わせ先は、看板を渡す際に現在の課名を表示します。

ii. リサイクルステーションの設置基準

設置基準には、①設置場所、②利用世帯数、③維持管理の3つがあります。

総合リサイクルステーションと小規模リサイクルステーションでは共通する点と異なる点があります。

① 設置場所

設置場所には、総合及び小規模リサイクルステーション共に、次の4つの条件全てを満たしてください。

- (ア) 市民が安全に資源を排出できること。
- (イ) 資源が置ける十分な広さがあること。
- (ウ) 回収車が横付けでき、安全で効率的な回収作業が行えること。
- (エ) 土地所有者、周辺住民等に設置の了解を得ていること。

回収スペース目安

a. B資源の最低回収スペースの目安

→ 概ね12㎡以上です。最低、回収用コンテナを7個、ネットを2枚置きます。上記の要素を考慮すると概ね12㎡になります。利用世帯が多ければ、もっとスペースが必要になります。

b. A資源の回収スペースの目安

→ 利用世帯数に応じて、上記4つの条件を満たしてください。

② 利用世帯数

ア. 総合リサイクルステーション

30世帯以上の利用 があること。

イ. 小規模リサイクルステーション

世帯数の基準はありません。

③ 維持管理

リサイクルステーションの清掃やコンテナの管理（総合のみ）等の管理や必要に応じて分別指導・啓発などを行っていただきます。

管理については、「リサイクルステーションの維持管理について」（P11）をご参照ください。

（①～③まとめ）

	設置場所（共通）	設置場所（個別）	世帯数	維持管理
総合	・ 市民が安全に資源を排出できること。 ・ 資源が置ける十分な広さがあること。 ・ 回収車が横付けでき、安全で効率的な回収作業が行えること。 ・ 土地所有者、周辺住民等に設置の了解を得ていること。	概ね 12㎡ 以上	30 世帯 以上	必須
小規模		無し	無し	必須

3. リサイクルステーションの申請について

ここでは、リサイクルステーションの設置に関する手続きをご案内します。

i. 申請について

資源回収を間違いなく実施するためにも、リサイクルステーションについて次の場合は、必ず申請書の提出をお願いします。

自治会からの申請が必要になりますので、申請を希望される方は、自治会長とご相談の上、申請書（別紙1）の提出をお願いします。

- ① 新しく設置したい場合（新設）
- ② 場所を変えたい場合（移設）
- ③ 廃止したい場合（廃止）
- ④ 「総合→小規模」または「小規模→総合」に変更したい場合（変更）
- ⑤ その他の場合（利用世帯数が30世帯未満から30世帯以上になる、回収する品目を変更する等）

ii. 申請～回収開始までの手順

次の①～⑥の順番で手続きを進めていただくようお願いします。

① 申請書・添付書類の提出

回収開始希望日の 2 週間前までに、次のア～ウの書類を大和市環境管理センター資源循環推進課 資源リサイクル推進係まで、持参または FAX で提出してください。

ア. リサイクルステーション設置等申請書（別紙1）

イ. 設置場所を示した地図

ウ. 利用世帯が確認できる書類（総合リサイクルステーションのみ）

○リサイクルステーションの維持管理料のお支払いは、30世帯以上の利用が条件のため。（詳細は、P15 の報奨金制度をご参照ください。）

※FAX で書類を提出した場合、詳細確認のため連絡を取ることがありますので、必ず電話番号を記載してください。

② 周辺居住者へ周知

ポスティング、回覧、看板等により、利用対象となる地域住民に対して、周知をお願いします。

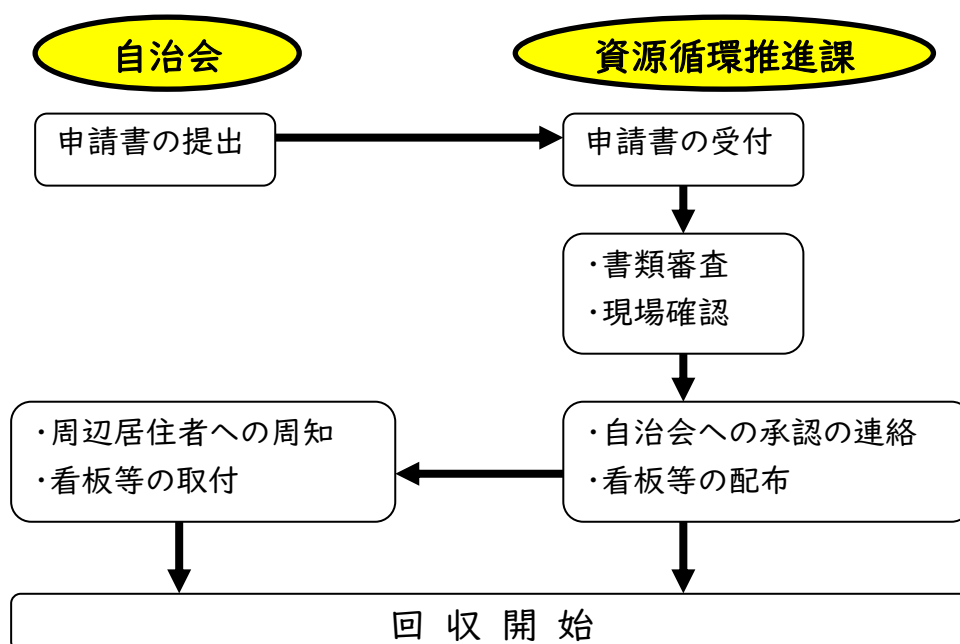
③ リサイクルステーションへの看板の設置

リサイクルステーション看板（P6 参照）と資源の持ち去り禁止看板（別紙8）の2枚を、市から配布しますので、取り付けをお願いします。

④ 回収開始後のリサイクルステーションの管理

PIIの「リサイクルステーションの維持管理について」をご参照ください。

（申請手続きの流れ）



4. リサイクルステーションの維持管理について

リサイクルステーションでは、次の管理をお願いします。

i. 総合および小規模リサイクルステーション共通の管理

全てのリサイクルステーションで、次の①～④をお願いします。

① リサイクルステーションの清掃 ※必要に応じて

- ア. リサイクルステーションを簡単に清掃してください。
- イ. 清掃につきましては、ボランティア袋をご利用いただき、ご自宅のごみの収集の際に出してください。(ボランティア袋についてはP19 参照)
- ウ. 片付けられない大きいものや悪質なものにつきましては、資源循環推進課(046-269-7343)までご連絡ください。

② 資源の立会いでの分別指導等 ※必要に応じて

- ア. 資源の排出状況が思わしくないときは、回収日の朝に立会いによる分別指導や排出されたものの整理をお願いします。

分別指導(立会い)での注意点

a. 立会い時間の目安

7:00～8:30(回収開始の前の1時間～1時間半)

時間はあくまで目安です。地域の事情に合わせて、時間を決めてください。

b. 立会いでの対応について

- ・ 間違ったものが入っていると、絶対回収しないというわけではありません。曖昧なものやパンフレット・ごみアプリなどで判断できないものを持って来た方がいた場合はとりあえず排出してもらい、後ほど資源循環推進課に確認してください。次回以降の分別指導に活かしましょう。
- ・ 資源を勘違いして持ってくる方もいます。強硬な態度でトラブルになってしまわないよう気をつけてください。
- ・ 悪質な出し方があった場合は、資源循環推進課までご相談ください。

- イ. その他プラスチック製容器包装など、風の影響による飛散防止対策（ネットの設置など）をお願いします。

その他プラスチック製容器包装



紙製容器包装（B 資源）



③ 回収漏れの連絡 ※必要に応じて

リサイクルステーションで回収漏れがあった場合は、16時45分までに、下記にご連絡ください。

資源の未回収に関する連絡先

- 大和市環境管理センター資源循環推進課 046-269-7343
または、
- 大和市資源選別所（委託業者） 046-262-8865

④ その他リサイクルステーション利用についての啓発 ※必要に応じて

資源は分別して初めて資源としての価値が出るものです。そのため、ごみが混ざっていたり、資源分別が徹底していないと、ごみになってしまいます。そのため、排出状況が良くない場合は、立会い指導や回覧、ポスティング、看板の設置等の啓発活動にご協力をお願いします。

⑤ リサイクルステーションの点検について

リサイクルステーションの管理は、各自治会にお願いしていますが、資源の出し方の指導以外にも、定期的にリサイクルステーションの点検をお願いします。

リサイクルステーションの看板が強風ではずれたり、資源が道路にはみ出したりして通行人が思わぬけがをする場合も考えられます。

事故を未然に防ぐためにも日頃よりリサイクルステーションの適切な管理を心がけましょう。

各自治会により設置状況が異なりますが、次の項目は、リサイクルステーションにおける一例です。

- 看板がしっかりと取り付けられていますか。→看板がはずれて通行人に当たる恐れがあります。
- 看板が破損していませんか。→破損した箇所に触れたりしてけがをする恐れがあります。
- 資源が道路にはみだしていませんか。→交通の妨げになり危険です。
- 強風時に資源が飛ばされないように対応してありますか。→自転車やバイクに当り、転倒する恐れがあります。
- リサイクルステーションを柵等で囲っている場合、柵が老朽化していませんか。また、その柵が歩行を妨げたりしていませんか。→子どもが柵に寄りかかったり、夜間歩行中、柵に当たったりする恐れがあります。

⑥ 資源の朝出しについて

資源を回収前夜に出すと、缶やびんの音で近隣の人に迷惑をかけるほか、資源の持ち去りの原因にもなります。また、新聞などの紙類については、放火への不安を感じる人がいます。資源は必ず当日の朝に出すようにしてください。

ii. 総合リサイクルステーションに係わる管理

総合リサイクルステーションでは、次の①、②をお願いします。

① 回収用コンテナ及びネット、分別表示板の配布確認

※必須

- ア. 回収日前日の夕方までに（目安として14時～16時の間）、市が回収用コンテナ及びネットを各総合リサイクルステーションに配布します。
- イ. 配布されているかの確認をお願いします。
- ウ. B資源回収日前日の16時までに配布されない場合は、16時45分までに、下記までご連絡ください。

コンテナ・ネットが配布されない場合の連絡先

- 大和市環境管理センター資源循環推進課 046-269-7343
- または、
- 大和市資源選別所（委託業者） 046-262-8865

② 回収用コンテナ及びネット、分別表示板の設置（準備）

※必須

当日の朝7時までには、下記の写真のように、回収用コンテナ、ネットを並べて、分別表示板（7種類）をコンテナに立てかけてください。



5. 報奨金制度について

市では、リサイクルステーションの管理をしている自治会に、報奨金をお支払いしています。

i. 回収量に応じた報奨金

リサイクルステーションで回収された資源は、自治会ごとに集計し、その回収量に応じて次のとおり、市から報奨金をお支払いしています。

※ 紙製容器包装及びその他プラスチック製容器包装は報奨金の対象外となります。

① 可燃性資源

可燃性資源とは・・・新聞、段ボール、雑誌・本・その他の紙、紙パック、布類

$$\text{可燃性資源報奨金} = \text{回収量 (kg)} \times \text{単価 (3円/kg)}$$

② 不燃性・樹脂資源

不燃性・樹脂資源とは・・・空き缶・金属類（アルミ、スチール）、空きびん類、ペットボトル、白色トレイ

$$\text{不燃性・樹脂資源報奨金} = \text{回収量 (kg)} \times \text{単価 (2円/kg)}$$

ii. リサイクルステーション維持管理費

自治会内の総合リサイクルステーション（B資源の回収があり、30世帯以上の利用のもの）を対象に管理料を支払います。維持管理費は、リサイクルステーションを維持管理していくための経費です。必要に応じて、カラス対策や飛散防止のネット、保険等の費用に充ててください。

$$\text{維持管理費} = \text{総合RS数} \times \text{単価 (4,000円/か所)} \times \text{月数}$$

iii. 報奨金の支払いについて

① 支払い先団体について

報奨金の支払い先は、原則として大和市自治会連絡協議会に加入している自治会とします。集合住宅等の管理者に配分する際は、当事者間で話し合ってください。

② 支払い先口座について

支払い先の口座につきましては、毎年3月上旬に翌年度の口座確認のご案内をします。年度途中であっても、変更があればお早めに届け出をお願いします。

iv. 支払い時期

報奨金及び維持管理費の支払いは、次のとおり四半期ごとに行います。

第1四半期 (4月～6月)	第2四半期 (7月～9月)	第3四半期 (10月～12月)	第4四半期 (1月～3月)
7月末	10月末	1月末	翌年度4月末

※ 支払いの1週間前に、支払い明細書を郵送いたします。

※ 口座は翌年度の4月末まで使用します。4月中に口座名義等の変更を予定している場合は、3月の口座確認の際にお申し出ください。

v. 報奨金の配分について

集合住宅専用のリサイクルステーションについては、たとえ維持管理をその集合住宅の管理者が行っていても、所在する区域の自治会に、一括してお支払いします。

分配方法、支払い方法等は、各自治会にお任せいたします。

6. その他

i. 資源の持ち去りについて

市況によって資源物の価格は変動するため、市価が高い状況ではリサイクルステーションから新聞、及びアルミの持ち去りが増える傾向があります。

そのため、市では持ち去り行為を防止することを目的として、平成23年10月に大和市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例を改正し罰則の規定も設けました。

リサイクルステーションで資源物の持ち去りを目撃した場合は、大和警察署生活安全課(046-261-0110)か大和市環境管理センター資源循環推進課(046-269-7343)まで通報をお願いします。

通報の際は、盗難場所、日時、盗難量、使用車両ナンバー、犯人の特徴など、できるだけ詳しくお話しください。

なお、当事者との接触は大変危険なため、現場での注意は行わないようにお願いします。

これが市の回収車です。



市の資源回収車(上記写真参照)は、車の色が白と緑のツートンカラーで、前後に「大和市資源分別回収車」と書かれた、黄色の回収幕を掲げています。また、側面のドアには、「Yamato Recycle Association」の表示があります。

市の資源回収車は、朝8時30分前には回収しません。

なお、市では条例施行に伴い、リサイクルステーションに設置する看板(別紙8 参照)を作成いたしました。看板を希望される自治会は、資源循環推進課までご連絡をいただくか、環境管理センターまで直接お越しください。

ii. 市で発行している冊子や看板について

市で発行および作成しているパンフレットや看板を窓口で配布しております。
主なものをご紹介します。

配 布 物	配 布 場 所		
	環境管理 センター	市役所	連絡所 分室
「家庭の資源とごみの分け方・出し方」パンフレット ※2年に一度全世帯へ配布	○	○	○
「家庭の資源とごみの分け方・出し方」カレンダー ※2年に一度全世帯へ配布	○	○	○
「容器包装プラの分別ガイド」(保存版)パンフレット	○	○	○
「紙の分別ガイド」(保存版)パンフレット	○	○	○
「外国語版 家庭の資源とごみの分け方・出し方」パンフレット	○	○	○
総合リサイクルステーション看板 (P6参照)	○	×	×
小規模リサイクルステーション看板 (P6参照)	○	×	×
持ち去り禁止看板 (別紙8 参照)	○	×	×
外国語版(10ヶ国語)リサイクルステーション看板 (別紙3 参照)	○	×	×
ルール違反・不法投棄啓発用看板 (別紙4～7 参照)	○	×	×

iii. 年末年始の資源回収

年末年始(12月29日～1月3日)の資源回収については、毎年11月～12月頃に広報やホームページ等でご案内します。

iv. ルール違反・不法投棄について

資源回収時にルール違反物が出されている場合は、回収時に啓発シールを貼り、数日間（おおよそ翌日から1週間）置き回収します。

回収時に置かれているもの（啓発シールがあるもの）については市も把握しておりますが、回収後に出されたものや、回収日以外に出されたものなどは市で把握することが難しいため、その場合は、お手数ですがご連絡をお願いします。

リサイクルステーションへのルール違反・不法投棄の連絡先

- 大和市環境管理センター資源循環推進課 046-269-7343
- 大和市資源選別所（委託業者） 046-262-8865

v. ボランティア袋（地域清掃用のごみ袋）について

公共スペース（道路、公園等）の清掃用のごみ袋として、ボランティア袋を窓口で配布しております。リサイクルステーションの清掃で出たごみはボランティア袋をご使用ください。

ボランティア袋の配布について

配布場所: 市役所（4階環境・公害対策課）または環境管理センターの窓口

手 続 き: 窓口にて申請書を記入（印鑑不要）

vi. 地域のお祭り等でのコンテナ貸出しについて

自治会が主催のイベント（地域のお祭り等）でB資源を回収するコンテナ・ネット・分別表示板を貸出します。開催日の一週間前までに、資源循環推進課の窓口で「コンテナ・ネット・品目プレート貸出し申請書」（別紙9）をご提出ください。

vii. リサイクルステーションの管理、資源回収のご相談

資源分別回収に関するお問い合わせ、リサイクルステーションでの啓発についてのご相談は、資源循環推進課（046-269-7343）まで、お願いいたします。

【memo】

リサイクルステーション設置等申請書(令和7年4月1日改訂)

別紙1

大和市長あて

令和 年 月 日

自治会名自治会

自治会長氏名

申請者氏名

申請者住所

申請者電話

周辺関係者の同意を得たので、地図を添付のうえ、次のとおり資源分別回収のための資源集積所(リサイクルステーション)について申請します。

申請区分	☐ 新設 ☐ 移設 ☐ 廃止 ☐ 変更 ☐ その他()	目的・理由	
実施予定日	令和 年 月 日()		
回収品目	☐ A資源 ☐ B資源 ☐ 容器包装プラ	設置場所	住所:大和市
利用区分	☐ 一般 ☐ マンション・共同住宅等専用		建物名称: _____
利用戸数	戸		(アパート、マンション名など) ※目印となる建物をご記入ください
特記事項			
マンション・共同住宅等専用リサイクルステーションを設置する場合は、以下もご記入ください。			
管理人(いる場合に記入) 氏名: _____ 電話番号: _____ 常駐時間: _____			
同意事項(同意いただけない場合、リサイクルステーション(RS)を設置することはできません)			
☐ 専用RSに出された不法投棄・ルール違反物は、維持管理者が責任をもって適正処理をしてください。 市では専用RSに出された不法投棄・ルール違反物の回収・処理は行いません。			
☐ B資源の回収用コンテナ・ネットは回収日前日に配布します。その際の管理と、コンテナ・ネットに正しく分別排出 するようお願いします。			
☐ 資源回収の時間、B資源回収用コンテナ・ネット配布の時間は、指定・変更できません。管理人等がいなくても 回収や配布ができるようにしてください。			
☐ 資源回収報奨金及びリサイクルステーション維持管理費は、自治会に支払っています。マンション・共同住宅分 のみを分けて支払うことはできません。			

大和市資源循環推進課記入欄												
受付日		・ ・		報告月	年 月		明細地図	P	- -			
地区	回収曜日	A ・ 曜	RSNo.		受付No.		自治会CD					
		B ・ 曜	処理	エコセンター通知	/	現地確認	/	入力	/			
		プラ 毎週 曜		自治会連絡	/	看板配布	/	地図	/			
RS区分	管理料有		管理料無		備考							
	☐ 総合		☐ 小		上記申請を受理してよいでしょうか。							
	☐ 総合(B)		☐ 小(A)		担当		係長		課長			
	☐ 総合(AB)		☐ 小(プラ)									
		☐ 総合(Bプ)		☐ 総合(未満)								

申請書記入について

項目	記入内容
申請区分	該当する区分に☑を入れてください。 新設……新しく設置したい場合 移設……場所を変えたい場合 廃止……廃止したい場合 変更……回収品目を変えたい場合 その他…上記以外の場合
目的・理由	申請の目的や理由を記入してください(簡単で構いません)。
実施予定日	開始希望日を記入してください(本申請書提出の2週間以上後に設定してください)。
回収品目	そのステーションで回収したい品目に☑を入れてください。 B資源を回収するステーションは、市から自治会に維持管理費として、1ヶ所あたり月4,000円をお支払いします。(30世帯以上の場合)
利用区分	そのステーションの利用区分に☑を入れてください。 一般…利用者を限定せず、近隣の方すべてが使えるステーション マンション・共同住宅専用…マンションやアパートなど、建物居住者の専用とするステーション
利用戸数	利用世帯数を記入してください。 ※30世帯以上の利用がある場合は、利用世帯数を証明する書類(地図に利用する範囲をマークするなど)を添付してください。
設置場所	設置希望場所(移設の場合は移設先)の住所を記入してください。 目印となる建物等があれば記入してください。
特記事項	上記に当てはまらないこと、特に注意や希望することなどがあれば記入してください。
管理人	集合住宅等で管理人がいる場合は記入してください。
同意事項	4点の同意事項につき、同意いただければ☑を入れてください。 同意いただけない場合、専用ステーションは設置できません。

リサイクルステーション設置等申請書(令和7年4月1日改訂)

別紙2

大和市長あて

申請日を記入
※開始希望日の2週間以上前

令和7年4月9日

自治会名

自治会長氏名

申請者氏名

申請者住所

申請者電話

申請者の住所・電話番号を記入

希望する申請区分をチェック

希望する種類をチェック

一般用か集合住宅専用をチェック

開始希望日を記入

申請の目的・理由を記入

利用戸数を記入

目印になる建物を記入

特記事項

管理人(いる場合に記入)

同意事項(同意)

集合住宅などで管理人がいる場合は記入

申請区分	☒ 新設 ☐ 移設 ☐ 廃止 ☐ 変更 ☐ その他()	目的・理由
回収品目	☒ A資源 ☒ B資源 ☒ 容器包装プラ	共同住宅の新築に伴って設置が必要のため。
利用戸数	☐ 一般 ☒ マンション・共同住宅等専用	
設置場所	住所:大和市 柳橋四丁目 5000 建物名称: 大和市公園管理事務所前 (アパート、マンション名など)	
特記事項	5月1日から順次入居予定	
管理人(いる場合に記入)	氏名: ××管財(株) 電話番号:046-268-6715 常駐時間:月~土 10:00~14:00	
同意事項(同意)	マンション・共同住宅等専用リサイクルステーションを設置する場合は、必ず同意が必要です。	
☒	専用RSに出された不燃物等が責任をもって適正処理をしてください。市では専用RSに出された不燃物等の処理は行いません。	
☒	B資源の回収用コンテナ・ネットは回収日前日に配布します。その際の管理と、コンテナ・ネットに正しく分別排出するようお願いします。	
☒	資源回収の時間、B資源回収用コンテナ・ネット配布の時間は、指定・変更できません。管理人等がいなくても回収や配布ができるようにしてください。	
☒	資源回収報奨金及びリサイクルステーション維持管理費は、自治会に支払っています。マンション・共同住宅分のみを分けて支払うことはできません。	

大和市資源循環推進課記入欄									
受付日		報告月		年	月	明細地図	P	-	-
地区	回収曜日	A	曜	RSNo.	受付No.		自治会CD		
	B	曜	処理	エコセンター通知	/	現地確認	/	入力	/
	プラ 毎週	曜		自治会連絡	/	看板配布	/	地図	/
RS区分	管理料有		管理料無		備考				
	☐ 総合		☐ 小		上記申請を受理してよいでしょうか。				
	☐ 総合(B)		☐ 小(A)		担当				
	☐ 総合(AB)		☐ 小(プラ)		係長				
	☐ 総合(Bプ)		☐ 総合(未満)		課長				

申請書記入について

項目	記入内容
申請区分	該当する区分に☑を入れてください。 新設……新しく設置したい場合 移設……場所を変えたい場合 廃止……廃止したい場合 変更……回収品目を変えたい場合 その他…上記以外の場合
目的・理由	申請の目的や理由を記入してください(簡単で構いません)。
実施予定日	開始希望日を記入してください(本申請書提出の2週間以上後に設定してください)。
回収品目	そのステーションで回収したい品目に☑を入れてください。 B資源を回収するステーションは、市から自治会に維持管理費として、1ヶ所あたり月4,000円をお支払いします。(30世帯以上の場合)
利用区分	そのステーションの利用区分に☑を入れてください。 一般…利用者を限定せず、近隣の方すべてが使えるステーション マンション・共同住宅専用…マンションやアパートなど、建物居住者の専用とするステーション
利用戸数	利用世帯数を記入してください。 ※30世帯以上の利用がある場合は、利用世帯数を証明する書類(地図に利用する範囲をマークするなど)を添付してください。
設置場所	設置希望場所(移設の場合は移設先)の住所を記入してください。 目印となる建物等があれば記入してください。
特記事項	上記に当てはまらないこと、特に注意や希望することなどがあれば記入してください。
管理人	集合住宅等で管理人がいる場合は記入してください。
同意事項	4点の同意事項につき、同意いただければ☑を入れてください。 同意いただけない場合、専用ステーションは設置できません。

RECYCLE STATION

Other plastic containers and packages

Containers and packages marked  Weekly

Tue

Recyclable
Waste
A

Journals and flyers, cardboard, magazines, books, other papers and fabrics like clothing

(Fabrics are not collected on rainy days)

Twice

a month

1st

3rd

Thu

Recyclable
Waste
B

Aluminum, steel, returnable bottles, clear bottles, colored bottles, plastic bottles, white trays, drink cartons, paper containers and packages marked 

Twice

a month

2nd

4th

Thu

★Collection on holidays included. Recyclable waste A and B are not collected on 29, 30 and 31 every month.

★Put out recyclable waste before 8:30AM on pick up days.

Yamato
City

-Inquiries about collection of separated recyclable waste-

Yamato-shi Recycling Business Cooperative Association

TEL 2 6 2 - 8 8 6 5

Residents'
Association

ごみ出しの禁止！

**もし、自分の家の
前だったら！？**

**ここは、ごみを
出す場所ではあ
いけません！**



**「資源」以外を出せば
不法投棄(=犯罪)です！**

自治会

夜間には出さないで！

**もし、自分の家
の前だったら！？**

**出すときの騒音で
迷惑になります！**



**回収日の朝
に出してください！**

自治会

ここに「ごみ」は出せません！

不法投棄



「ごみ」は「燃やせるごみ」と「燃やせないごみ」に分別して有料指定袋に入れて自宅前に！

【自治会・大和市資源循環推進課

リサイクルステーション

ご利用の注意

※ **A資源・B資源は、第5週の回収はありません**

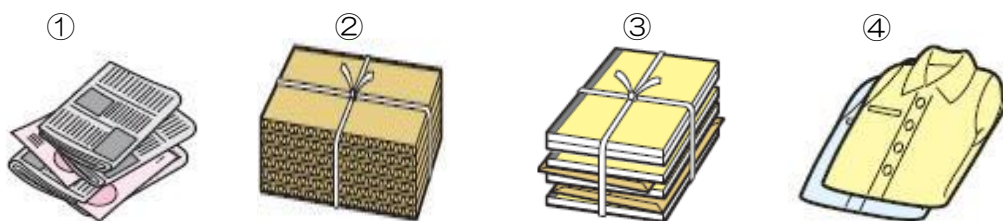
※ごみは出せません。

◎ 資源は、**回収日の午前8時30分まで** に、**当日の朝**、
リサイクルステーションへ出して下さい。(回収日以外は、絶対に出さないで下さい。)

◎ リサイクルステーションに出せるものは、次の**14種類**だけです。

※ () 内の曜日は**1地区**の回収曜日です

A資源の回収日 (毎月1・3回目の木曜日)



- | | |
|---|------------|
| ① | 新聞・折込みチラシ |
| ② | 段ボール |
| ③ | 雑誌・本・その他の紙 |
| ④ | 布類 |

B資源の回収日 (毎月2・4回目の木曜日)



- | | |
|---|--------|
| ⑤ | 紙製容器包装 |
| ⑥ | 紙パック |
| ⑦ | アルミ |
| ⑧ | スチール |
| ⑨ | 生きびん |
| ⑩ | 透明びん |
| ⑪ | 色付きびん |
| ⑫ | ペットボトル |
| ⑬ | 白色トレイ |

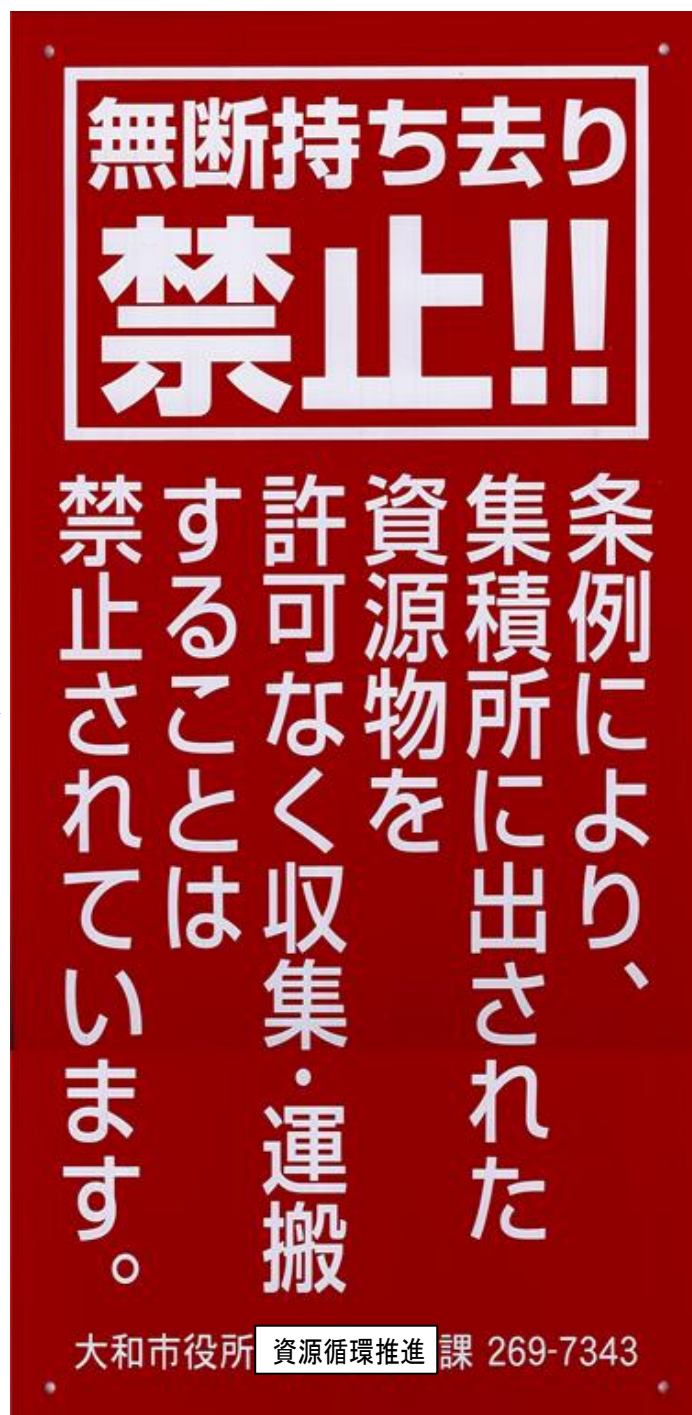
その他プラスチック製容器包装の回収日 (毎週火曜日)



- | | |
|---|--------------------|
| ⑭ | その他プラスチック製
容器包装 |
|---|--------------------|

280mm

570mm



- ・色 : 赤
- ・文字色 : 白

コンテナ・ネット・品目プレート貸出し申請書

令和 年 月 日

大和市長 あて

申請者 自治会、団体名

代表者氏名

住 所

電 話

<貸出し希望理由（行事名・実施期間など）>

実施期間：令和 年 月 日 ～ 月 日

<活動内容（場所・住所など）>

<配布日・配布場所>

☐ 資源選別所で直接引き取る

引取日：

令和 年 月 日

☐ 既存のリサイクルステーションへ配布する。

・場所：（明細 — — ）

・直前のB資源コンテナ配布日：令和 年 月 日 曜日

<排出日・排出場所>

☐ 資源選別所へ直接持ち込む

搬入日：

令和 年 月 日

☐ 既存のリサイクルステーションへ排出する。

・場所：（明細 — — ）

・直後のB資源回収日：令和 年 月 日 曜日

<貸出し希望物品>

コンテナ

個

ネット

枚

分別プレート

紙パック 枚、 紙製容器包装 枚、 アルミ 枚、スチール 枚

生きびん 枚、 透明びん 枚、 色付びん 枚、

<承諾事項>

☐ 発生した資源の分別に協力します。☐ 以上の物品を、借用期間中、責任を持って管理いたします。

●大和市環境管理センター 周辺地図



【アクセス】

「小田急 大和駅」から徒歩15分

「小田急 桜丘駅」から徒歩13分

最寄りのバス停:神奈中バス「引地台公園入口」から徒歩2分

この冊子および資源回収についてのお問い合わせ

大和市環境管理センター 資源循環推進課 資源リサイクル推進係

開庁日時:月曜日から土曜日(1月1日から1月3日を除く)

午前8時~午後4時45分

住 所:〒242-0026 大和市草柳3-12-1

電 話:046-269-7343

FAX :046-268-6715